平成13年度九州農政局国営事業再評価第三者委員会(第4回)議事録

1.日 時:平成13年8月18日(土)10:00~14:30

2.場 所:熊本市内 ニュースカイホテル 3階 「平安」の間

3. 出席者:別紙のとおり

【議事内容等】

(黒田委員長)

それでは、ただいまから議事に入ります。

本日の議事の進め方は、地区ごとに説明を受け、意見・質疑等を行いたいと思います。また、本日は6地区の再評価結果の説明を受けることになっており、地区数も多うございますので、午前中に諫早湾地区、 北松地区の2地区を終わらせたいと思っております。午後に残りの地区について行いたいと思います。

なお、皆様のご意見あるいはコメント等、多い場合には、若干の時間の変更も止むを得ないというふう に思っております。

では、議事に入ります。再評価の結果につきまして「諫早湾地区」についてのご説明をお願いいたします。

(1)再評価結果について(諮問)

国営干拓事業「諫早湾地区」

[「資料 - 1」により説明]

(黒田委員長)

どうもご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはコメント等ございましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

(横川委員)

それでは、全体の考え方について前回の補足も含めて、お話しさせていただきたいと思います。時間をいただきたいと、お願いいたします。

(黒田委員長)

はい、どうぞ。

(横川委員)

私の個人の考え方として前回まで申し上げたことは、諫早湾の事業の進め方は新農業基本法に比べて、 あまりにもアンバランスである、整合してないという考え方を述べてきたつもりであります。従いまして、 個人の考え方ですが、結論的には、休止ないし中止して、その事業の進め方を見直した方がいいのではな いかというふうに思って、今日は参っております。

アンバランスだというか不整合だということがどういう意味を持つかということを今まで述べておりませんので、それを述べたいと思うんですが、それは外部不経済はゼロではないという意味でありますので、費用対効果の計算をしたときに今出ています費用対効果が1.01というのが崩れる可能性があると思っているわけであります。

大筋そういう話になるかと思いますが、次に、見直した方がいいと言う場合のいくつかの可能性といいますか、根拠といいますか、期待といいますか、そのへんが前回の委員会以降少し分かりましたので、そのことをお話しすれば自分の考え方の根拠になろうかと思います。

1つは、有明海に即した研究が進展しているということです。ただし、これはまだ定性分析に止まっていると思いますが、新聞、テレビ等で見る限りですが、佐賀大学の農学部と理工学部で、それぞれ研究成果が出ているというか、研究が進行中だろうと理解しました。

理工学部のほうは、98年6月17日の西日本新聞の第1面の記事がありまして、「干潟に浄化作用-海水の重金属を吸着」という記事が出ています。これは佐賀大学理工学部の田端正明教授の研究として紹介されます。そのポイントは工業排水などに含まれる鉛や銅などの重金属を、干潟の土の粒子がイオン交換によって吸着し、堆積する作用があるということですので、干潟の自然浄化作用の研究という評価がされています。これが、1つです。

もう1つは、ごく最近ですが、7月31日にNHKテレビで『九州・沖縄スペシャル』と題して『有明海 いのちの源』というタイトルを付けた番組が放送されました。この中に定性的な研究として、干潟が持っている水質浄化機能が2つ紹介されたように思います。1つは、従来一般に認められている生物による食物連鎖ということで、出発点は珪藻になるのですが、それが有機物を吸収して増殖する。これをムツゴロウやカニ類が食べる。それを更に捕獲する野鳥あるいは人間が漁業で有明海の外へ持ち出すという食物連鎖が指摘されました。

それと、もう一つ新しいと思ったことは、佐賀大学農学部の瀬口昌洋教授のグループの研究として、バクテリアの作用による水質浄化機能というものが紹介されました。干潟の干潮時と満潮時で働くバクテリアが2種類あるというふうに私は理解しましたが、干潮時には水質汚濁の原因であるアンモニア態窒素について、バクテリアの働きが水素を奪い、酸素を結び付けて、硝酸態窒素がつくられ、第2段階として満潮時には、空気が遮断された状態では第1段階でつくられた硝酸態窒素からバクテリア活動に必要な酸素が奪われて、残りが無害な窒素ガスになるということで、バクテリアの活動による水質浄化機能です。このバクテリアが活動する泥の表面積を増やすのがムツゴロウやカニなどの住処の穴であるという、いわゆる脱窒現象といいますか、そういう作用によって水質浄化が行なわれるという仕組みが紹介されたように思います。

こういうふうな定性的な研究が、その結果が出ている、あるいは今進行中であるとしたら、先程から見 直せということで申し上げてるわけですから、農水省は、こういう研究を支援して、有明海干潟の機能を 解明するという立場を取ることが期待されるわけです。

ただ、当面は定量的な手法がないということを前提にしますと、当面の定量的な手法として市民アセスに一色干潟というのが度々出ていましたが、代替法による金銭評価は、当面具体的な数値が出たものとしては1つの重要な参考になるのではないかというふうに思います。田端教授の研究も代替法を使えば定量化できるのではないでしょうか。

これが見直せという場合の根拠の1つでありますが、2つ目は、定量化の手法がないということで、これも前回議論になりましたので、その後勉強させていただいたところを紹介します。早稲田大学政経学部の栗山浩一助教授が、たくさん本を書いておられるんですが、CVMという手法について次のようなことが書いてあります。諫早湾干拓事業の進め方についての栗山助教授の評価ですので、ちょっと長くなりますが読まさせていただきます。

栗山助教授は、CVMと環境アセスをリンクさせようという議論を立てられているわけです。その議論の枠内で次のように申されております。「CVMはアセスメント後のフォローアップでも用いることができ

る。大規模な公共事業の場合、プロジェクト期間が長期に渉るため、アセスメントが終了して事業に着手した後、社会情勢が変化してしまう可能性がある。例えば、諫早湾干拓事業では、86年と91年に環境アセスメントが行なわれており、干潟の消滅による生態系への影響は軽微であると結論づけられていた。しかし、その後、生態系に対する関心が世界的に高まる中で、干潟に対する社会的認識も急激に変化したため、アセスメントが終了し事業が着手されてから干潟事業に対する批判が高まった。これに対して、開発推進側は、既に環境アセスメントを実施しており、干拓事業が認められていると主張した。このように事業着手後に社会情勢が変化した場合は、単にアセスメントの内容どおりに事業が行なわれているかを確認するだけでは不十分であり、事業着手後であっても、公共事業に対する社会的要求に迅速に応え、事業内容の見直しを行う必要がある。

北海道で行なわれている「時のアセスメント」は、 - これについては後ほど改めて別の論点でお話ししたいと思いますが - このような事業着手後の社会情勢の変化に即して公共事業の見直しを行うものである。しかし、時のアセスメントのように、行政が主体となって見直しを行うのでは、必ずしも市民の意見が適正に反映されるとは限らない。とりわけ開発側と保護側で深刻な対立が生じている場合、時のアセスメントによる公共事業の見直しは容易には進まないことが予想される。

このようなときに、CVMが役立つであろう。CVMは事業が行なわれた後であっても、開発によって 失われた自然環境を評価することができる。しかも、CVMは市民の意見をもとに環境の価値を評価する ため、社会情勢の変化に敏感に反応することが可能だ。生態系に関する関心が高まれば、CVMによって 評価された生態系価値も高い金額が得られる。

C V M を環境アセスメントの一連の手続の中に組み込むことの最大の目的は、公共事業をめぐる開発と保護の対立の解消に向けての建設的な議論を開始することにある。開発か自然保護かの二者択一の議論では、両者の対立を解消することはできない。開発側があくまで開発を推進することを前提としているならば、対立は深まるばかりだろう。逆に保護側が、あらゆる開発を認めないという立場に固執するならば、両者の間に不信感が高まるだけであろう。必要なのは、開発側と保護側が、開発のみでもなく、あるいは自然保護のみでもない、第三者の選択がどこにあるかについて建設的に議論を進めることである。 C V M の役割は、この議論の出発点を提供するところにある」ということであります。(栗山浩一『公共事業と環境の価値 - C V M ガイドブック』築地書館 1 9 9 7 年 . 1 0 9 ~ 1 1 5 頁)

ちょっと長くなりまして大変失礼しましたが、実は、この栗山助教授は、農水省の委員をされておりまして、99年度からは農業構造改善事業評価手法検討調査委員会検討委員をされておりますし、2000年度からは農業農村整備事業の効果分析調査検討委員をされている。これは、栗山助教授のホームページからのデータであります。農水省自体の中に、諫早湾干拓事業の進め方に批判的な考えを持たれるだけでなくて、積極的に定量化手法を提案されてる方が入っておられるという事実を指摘したかったわけであります。

前回、農水省が総力を挙げれば評価できるのではないかと申し上げたことの具体的な1つの例として栗山助教授の紹介をさせていただいたということであります。これが、定量化の手法がないということについての、1つの答えではないかと思います。

ただし、今の紹介は環境アセスの分野でありますので、この委員会でやっております費用対効果について直接に関わる答ではないことは分かっていますが、実はCVMを費用対効果に使えるかどうかということについても、アメリカの事例を基にして触れておられます。1998年の著書によれば、アメリカでは「規制政策の費用便益分析の枠組みの中で、CVMによる環境政策の便益評価の制度化も進められているものの、現段階で、DOI/NOAAの損害評価で見られたような徹底した議論は行なわれていない」と

書いてあります。(栗山浩一『環境の価値と評価手法 - C V M による経済評価』北海道大学図書刊行会1998年、101頁)

これが、98年の著書での説でありますけれども、それから2年も経っておりますし、先程ご紹介したように、農水省自体の委員になっておられるわけですから、こういう方の知恵を借りながら見直す可能性があるのではないかという期待を申し上げて、自分の考え方の1つの根拠を改めて申し上げてみます。

前回はもう1つ、この再評価第三者委員会の不備あるいは欠陥ということを申し上げましたが、実はこれについても、栗山助教授の97年の著書を読んで気がついたことがありますので、紹介させていただきます。先程ちょっと出てきましたけれども、北海道では1997年1月に「時のアセスメント」を決定したということであります。

この97年の「時のアセスメント」の評価の観点というのが、6つ挙げてあります。1つは必要性。社会情勢の変化による必要性の低下があるかどうか。2つ目が妥当性。計画内容の時代との適合性、道政の関与の再検討。3つ目が優先性、緊急に実施する必要性、道民の要求、長期計画等との位置づけ。4つ目が効果。実施の結果と初期の結果との整合性、社会的好感度。それから5つ目が住民意識の変化。6つ目が代替性。代替方法の可能性というように広い観点から評価を行うということであります。

私達の再評価第三者委員会の観点は、効率性と透明性という2つだけであろうと、私は理解しますが、実は、北海道でその1年前にできた委員会のほうが、視野がはるかに広いということであります。その事実を指摘したかったのと、もう一つ、市民アセスの42頁にも出てますけれども、総務庁の2000年7月の「ガイドライン(案)」によりますと、5つの観点があって、1つは必要性、2つ目が効率性、3つ目が有効性、4つ目が公平性、5つ目が優先性となっています。そういう再評価第三者委員会のあるべき評価の観点というか基準といいますか、そこのところに戻って再検討する必要があるのではないかと思いますのでご紹介しておきます。再評価の視野が広いかどうかという制度自体の根本問題があると思いますので。

ちょっと長くなりまして失礼しましたが、前回残された課題、私に対する疑問等について、お答えしなければいけないと思ったものですから、ご説明させていただきました。どうも。

(黒田委員長)

どうも、貴重なご意見を、ありがとうございました。はい、どうぞ。

(農村計画部長)

今、横川委員から貴重なご意見をいただきました。農政局としましては、事業実施者ということで、お話しさせていただきたいと思います。

第1回の委員会から、横川委員からいろんなご意見を賜っているわけでございますけれども、今お話しになった1点目の、いわゆる費用対効果に関しまして、外部不経済はゼロではないというご意見がございました。

現在、我々が算定しているという効果以外の、いわゆる外部効果としては、例えば新たに農地造成による食料の安定供給、農業の持続的な発展に寄与する人材の育成及び確保、農業振興に寄与する地域社会の維持、地域の中で生産される農産物を使った農業外産業の振興、淡水系の生態系が生まれている調整池の観光資源の創出、あるいはまた、今おっしゃったような干潟の持つ水浄化機能の喪失というようなものが考えられます。

横川委員は有明海に即した研究がいまだ定性的なものであると言われました。その定量化が難しいわけです。あるいはまた定量化したとしてもそれを一般的な事業の中でどういう形で位置づけていくかというような問題があるかと思います。こういうものを段階的に考えていかないと、一挙にという話にはなって

いかないのではないかなというふうな気がいたします。

さらに、干潟の持つ機能につきまして、一色干潟の例が一応数値として出ているから、参考にというような貴重なご意見がございました。我々としては、確かに数値としては出ておるわけでございますけれども、データの信頼性、あるいはその算定の内容に対して、諫早湾干潟の浄化機能の評価に適用するのは非常に難しいのではないか、と考えております。

それから、最後に早稲田大学の栗山助教授のCVMというような新たな評価手法というようなことから お話しがございました。栗山先生も農水省の各種委員をしておられるというお話しがございました。

昨年11月に「21世紀の公共事業を考える有識者会議」がありまして、報告書の中で経済・不経済効果について定量化のための手法とか、あるいはそのために必要となる基礎データの整備を早急に検討し、その信頼を高めたうえで出来る限り算定対象を組み入れると、あるいは費用対効果分析手法の開発あるいは充実を図る必要があるというようなご提言をいただいているところでございまして、CVMあるいは総合評価手法等について検討しているところです。

以前に申し上げましたけれども、土地改良法が改正されまして、環境との調和に配慮するという新たな大きな目標ができてまいりました。これに対しましても、これからいろんな議論をさせていただいて、環境といかに調和していくかと、それをいかに事業費用の中でカウントし、あるいは費用対効果の中で拾い上げていくのかということを検討しているところです。

(黒田委員長)

はい、どうぞ。

(横川委員)

どうもありがとうございました。一生懸命取り組んでおられるということで、従来よりも踏み込んだお答えが返ってきたのは、大変有り難いと思います。

そこで、1つお尋ねしたいことですが、今の諫早湾干拓事業について、評価のやり方を見直すのか見直さないのかを、改めてお尋ねしたいと思います。つまり、外部経済は今以上にいろいろあるんだとおっしゃることは、それはやり直すということなのかどうかです。やり直すんなら、私と同じ意見ですからそれでいいんです。

私のように、少なくとも外部不経済はゼロではないと言っている議論と、プラスを今以上にもっと増やそうという議論とは、意味合いが全然違うと思うんです。私の言うゼロではないということの反論として、プラスが今以上にあると言われるならば、改めてここで立ち止まって評価をやり直していただきたいと思います。

それから、これからやるというお話ですから、これからやるんだったら、今立ち止まって見直したほうが、新農業基本法を軸に進めている農政局の基本的な姿勢によほどふさわしいのではないか、合致するのではないかと思います。

一方ではいろんなことを考えておられて、先程のように諫早湾干拓事業の進め方に対して批判的な意見を持っておられる研究者も委員会に積極的に取り込むほどの懐の深さを持ってる農水省が、ここで何故急がなければいけないんですか。そこを私は、なかなか納得できないということです。以上です。

(黒田委員長)

はい、この点に関しまして。

(農村計画部長)

先程述べましたけれども、先生もおっしゃるとおり、今の状況はあくまでも定性分析というんですか、 そういう状況のものが出てきているというようなお話がございました。これを定量的なものにどうしてい くか、あるいは、それを事業の効果としてどのような形で見ていくのかというのは、やはり今後検討していくべき課題であるということで、私は意見を申し上げております。

(横川委員)

時間がかかるとおっしゃるなら、農水省は沢山の優秀な研究者と予算もあるわけですから、それに比べると大学の予算は限られておりますので、その中で先ほどの先生方はやっておられると思うんですが、それを積極的に支援し成果を早く出すという、そういう温かい気持ちがあってこそ、農水省は尊敬されるんではないでしょうか。

(整備部長)

はい。

(黒田委員長)

はい、どうぞ。

(整備部長)

横川委員からは、干潟の浄化機能とか、アンモニア態窒素をバクテリアが窒素と酸素に分解するという、いろいろなご紹介がありました。それからCVMについても、ご紹介がありましたけれども、先生の言われたことは、やはり環境に対する評価の仕方が、いろいろあると言われていると思っております。

確かに言われるように、環境の評価というのは大変難しい問題があると思っています。干潟の脱窒効果について佐賀大で研究していると言われましたけれども、実はこれは水田の浄化機能にもあるわけです。これは酸化還元を繰り返すことによって機能を発揮しますが、湿地の水田では逆にアンモニアを出し、環境に悪影響を及ぼすということで、環境というのは、そのコントロールの仕方なり、あり方によって180度変わってくるということがあって、なかなかその評価をどうするかというのは一定の方向が定まってないというのが現状ではないかと、思っております。

そういう中で、我々のやっております公共事業というのは、法律に基づいておりますので、研究段階、研究室レベルの話をすぐさま全国均一な制度に乗せることには、なかなか難しいと思っております。しかしながら、そういう研究も進みつつありますので、我々としても省を挙げて、そういう新たな評価なり研究については十分、今後ともやっていく必要があると思っております。

そういう中で、ご承知かもしれませんけれども、この6月に、土地改良法の改正を行いまして、第1条の目的及び原則で環境との調和への配慮を農林水産省自らも打ち出しており、非常に難しい面がありますが、法律改正までして取り組む姿勢を示しておるところを評価していただければと思っております。

それと、先生が冒頭に個人の意見とお断りされておりましたけれども、休止なり中止なりして見直すべきだというお話しがあったわけですが、我々実施するサイドとしては、関係団体の意向にあるように、長崎県なり、周辺市町等が、防災機能の向上に対して、過去のことを考えながら非常に期待をし、そういうことで高く評価されていると思っております。

また、農業情勢等の紹介にもありましたように、本地域は長崎県農業の大半を担っている地域であり、また長崎には大平野地帯はここにしかないわけですが、それが歴史的に干拓によって成り立ってきたという経緯が、偽らざる事実でございますので、そういうところで周辺地域が農業発展・振興のために優良農地に対する期待も非常に大きなものであります。我々としては、先生のご意見としては承りたいと思いますけれども、地域なり県なりの意見もあるということもご勘案いただきたい、と思っております。以上です。

(黒田委員長)

はい、どうぞ。

(横川委員)

よろしいですか。議論が核心に来ましたので、済みません。他の委員の先生たちの時間をいただいて。 私は、今のご意見について、これからやるんならば、今踏みとどまって、やられたほうが、農水省は尊 敬されると思っていますが、あるいは九州農政局として地域の中で予算を持っておられるんでしょうから、 しっかりと九州の大学の支援をしていただきたいと希望申し上げますが、次の論点として、法律に基づい て進められているということでした。その件について、少しご質問したいと思います。

私は、第1回の委員会の中で、市民アセスについても農政局はお答えになったほうがいいと申し上げていながら、実はその点については、今まであまり議論してきてません。自分の意見をまとめるのに精一杯でしたので、今から少し質問させていただきます。法に基づいてとおっしゃいましたから、そのことについてお尋ねします。

市民アセスでは、51ページに、諫早湾干拓事業の作物生産効果は事業の全効果に占めるシェアが2割以下つまり18.5%にまで転落してしまっている。このような事業を土地改良事業と言うのは困難ではないか。「農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資する」(土地改良法第1条第1項)という法の本来の主旨に照らして、当然困難であるだけではなくて、土地改良事業の専任部局である農水省構造改善局が取ってきたこれまでの見解にさえ反している。つまり、構造改善局計画部の監修になる解説書「土地改良の経済効果」によれば、農業外の効果が50%を超えるような事業についても、土地改良事業として実施できるかという設問に対して、次のように答えているということです。

「土地改良事業は、農用地の改良、開発、保全及び集団化を主たる目的として実施する事業であるので、その目的どおり実施する事業であれば、その受益地の配置等から見て不可避的に農業外効果が設問のように50%を超えることは考えられない。仮に、そのようなことが想定される事業内容であれば、土地改良事業制度の主旨、受益者負担のあり方から見て、土地改良事業として実施するのではなく、他事業と共同で行うか又は事業計画を改めることが必要である」と。こういう市民アセスの指摘について、どのように農水省としてはお答えになるのか、お聞きしたい。

(事業計画課長)

本事業の効果ということで、作物生産効果、維持管理費節減効果、災害防止効果、一般交通等経費節減効果、国土造成効果の、5つの内容につきまして、前回ご説明させていただきました。

このうち農業効果に区分されるのは、作物生産効果、維持管理費節減効果、災害防止効果の一部であり、 例えば背後地の農地に対する防災効果があります。これらを集計すると、効果の中では50%以上という ことを確認しており、本事業は、土地改良事業ということで妥当と考えております。

(黒田委員長)

はい、よろしうございましょうか。

(横川委員)

それでは続いて、2つ目が「災害防止効果の過大算定の実態とそのからくり」という指摘がありますが、その箇所で、「変更計画までの13年間に、なぜ、堤防の災害評価額が4倍近くも増大するのであろうか。それは、堤防のような公共施設の被害額については、その施設の現在価値(時価)ではなく、再建価格で被害額を算定する方式を取っているからである。そのため、1.既存堤防の改修を怠り、被害程度が大きく想定されればされるほど、また、2.耐震性や高潮対策の強化を求めて、強固で大規模な堤防による再建が想定されればされるほど、再建設費は増額し、堤防被害額は自動的に増大することになる。この結果、諫早湾干拓事業のように、一方で既存の堤防が崩壊・劣化するままに放置し、他方で強大な堤防で再建す

ることを前提として算定するだけで、例え堤防の現存価値がゼロであっても、机上計算による被害額は900億円を超え、10年余で数倍にも増大する過大算定が可能となったのである。これは、堤防の防災効果の過大算定におけるもう1つの重大なトリックに他ならない」と。これは市民アセスが書いているとおりに読み上げたのですが、それについて、どうお答えになるのか、ということが1つ。

それから、第2点としては、被害想定地域が過大である、と。長くなりますから、結論部分だけ読みますと、「被害想定地域は河口からいまだ4km付近まで及んでおり、過大想定の状況は依然として解決されてない」という主張です。

第3には、「防災の妥当投資額を算定するのに必要な総合耐用年数の延長と耐用年数経過後の更新投資の 欠落が、防災効果の過大算定を可能にしている」と。この3つの論点について、お答えいただければと思 います。

(事業計画課長)

災害防止効果の現況被害は、伊勢湾台風級の台風による E L 4 . 8 4 m という高潮を想定し、この高潮が本地域に来襲したときに、どのような被害が発生するかを想定しています。

このうち堤防の被害については、関係省庁で策定され、昭和62年に改定されている「海岸保全施設築造基準解説」による被災限界越波流量を参考に想定しており、被害想定地域は、被災した堤防からの浸水がどこまで及ぶかを算定して設定しており、適切に定めていると考えております。

それから、堤防の再建設費については、この高潮により被害が生じた場合に、その失われた機能がどれくらいあるかを再建設費という形で評価しています。それは、被害があった堤防を再建設するときに、どのような機能があったかに着目して、その機能を再現するために必要な費用を算定しており、適切に算定していると考えております。

総合耐用年数につきましては、前回の資料の中でも、71年ということで、その算定過程につきまして ご説明させていただいているとおりであり、これにつきましても、適切に算定していると考えております。

(黒田委員長)

はい。他に、ございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

それでは、他の委員の方からのご意見も承りたく思います。何かございましたら、よろしく。

(星子委員)

質問よろしいでしょうか。

(黒田委員長)

はい、お願いします。

(星子委員)

ただいま横川先生のお話を聞きながら、やはり専門家というか、研究をなさっておられる先生方のご意見は違うんだなと思いました。私は、他の先生方と違いまして研究性も専門性も持ち合わせておりませんので、皆様(九州農政局)からご提示いただきました報告書、説明書から判断するより方法がないということで、一般市民として疑問に感じたことを述べさせていただきたいと思います。

先般の会議のときに、導入作物の計画単収について過大期待があるのではないかという質問をさせていただきました。農政局からご提示いただきました数値が「作物生産効果策定の基礎データと平成 10 年実績統計の比較」の項目の長崎県の実績数値と非常に大きく異なって、本当にその数値からすると倍に当たる算定数値だったので、大丈夫かいなというような疑問が大きかったのですが、ただいまご説明いただきま

した数値を聞きまして、それも 1 つのちゃんとした根拠があってのご報告だったんだということで、それ は意味があることがわかったということを、まず申し述べさせていただきたいと思います。

それから、2点目ですが、本日いただきました資料の中で「評価項目のまとめ」というのがございます。 その中で最後のほうに「なお、排水門を開けての調査が検討されているところであり」と書いてあります。 その前にも、評価項目のところで、やはり「有明ノリ不作等の原因究明のための1年間の現況調査の終了 後、主要施設である排水門を開けての調査が予定されており」と記載されております。この排水門を開け ての調査が検討されているということがわかっていて、この結果を待たずに、この事業の推進または一時 停止というようなことを結論持っていっていいのかなという疑問が持たれたことがもう一つの問題点、そ の後引き続きまして「調査に当たっては干拓周辺地域の関係者の理解が必要である」と記載されておりま す。

多分、水門を開けると、塩水が入って、周辺農家の方に大きな被害が出るということだろうと思いますが、この理解をどのように求められるのか、そして、それはオーケーなのかということ、これが第2点目に疑問に思いました。

そして第3点目に、今日いただきました資料の中に、開門方法の検討に当たって委員会の提言というので「委員長まとめ」がございました。「排水門を開けることによって被害を生ずるようなことがあってはならないので」ということでの、いろんな基調だったと思いますが、1 - 5 あたりでは「排水門を開ける際に考慮すべきこと」として、1から9の項目がずっと掲げてあります。

水門を開けると、このように問題が生じるのかなと思いながら拝見させていただいたんですが、もともと水門というのは開けるために作られたものであるわけでして、今後も水門を開ける度に、こういったことを常に検証しながら、問題を抱えながら開閉していかなければならない事がおかしい。開閉することによって新たな問題が伴ってくることも、この今日の資料を拝見させていただいて、感じました。

このようなことも、この事業の推進または完成後の問題として、やはり配慮されなければならない問題点ではないかと感じました。農政局としては、どのようにお考えなのか、又、捉えておられるのかということも、お伺いできればと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

(黒田委員長)

はい、どうもありがとうございました。では、お答えをお願いいたします。

(農地整備課長)

ただいまの件でございますけれども、1点目でございますが、有明海のノリ不作対策の第三者委員会では、個々の事業について云々するのではなくて、有明海全体の水質並びに生態系またはメカニズムを踏まえまして、ノリの不作の原因の究明に当たるということになっております。そういうことで、水門開門による調査は、それら調査の1つとして考えておるわけでございまして、これを待って事業を検討するということにはなってございません。

2点目でございますが、先程言われましたように、排水門を開けて調査する場合、先程あった9項目の項目といったような懸念がございまして、住民の皆さんの理解が必要になってまいります。

そういうことで、いわゆる水門を開けてというのは、先程3点目のご質問にも係わるわけでございますけれども、本来この調整池の排水門は、あくまでも背後地から入ってまいります流入を調整池の水位を管理しながら排水するものでございまして、海水を流入するような構造になっておりません。もともとが背後地の排水対策、または洪水のための水位管理するものでございまして、あくまでも排水門は調整池から諫早湾の外海へ出すというものでございます。

ということで、先程の9項目につきましては、調整池へ流入された場合を想定して考えてございます。

その点が、ちょっとご説明不足で申し訳ありませんでしたが、そういうようなことでございまして、今の管理でこのような9項目を検討する必要があるかと言われますと、それについては十分検討されておりまして問題はないと思っております。

そういうことでございまして、今までの本来の計画でない排水門の操作としまして、海水を流入するということになりますと、いろんな問題があるということでありまして、地元の住民の皆さんの、それから関係市町村・県の了解が要るということでございます。

例えば先程の9項目でございますけれども、例えば海水を流入しますと、諫早湾のほうが潮位が高くなった場合、調整池は - 1 mに管理されておりますので、かなりの勢いで流入が入ってまいります。そうしますと、かなり速い流速になり、そこにあります調整池内の泥なり、底にあります浮泥とかが巻き上がりまして、SSNわゆる濁りが発生いたします。

また、当然ながら海水が入ってまいりますので、今もう既にできつつあります淡水における生態系も変化するというような問題もございまして、それらの問題もあるというようなことも検討されるというものでございます。

また、排水門自体が、先程申し上げましたように排水するための施設でございまして、流入するようには作られていないということで、これらに対する影響と、例えばゲート自体がそういうふうな作りになっておりますので、逆流させるわけでございますので、それに対します振動、いわゆるそういうようなことで疲労破壊というようなことも考えられる。

また、それから逆に、それだけの流入させました水が、今度は一気に海へ放流されるというようなことになりますと、諫早湾内の漁民の皆様の漁船に対する影響というのも考えられるわけでございます。

また、これらの先程ありましたような巻き上げた潟土も、河口を閉塞するなり、背後地の皆さんが管理 しております排水樋門なりに堆積しまして、排水への影響というようなことが考えられるわけでございま す。

また、海水が入ることによりまして、農業用水として利用してきた皆さんにとりましては塩水の影響が 出る。また、潮風害によりまして周辺の野菜に潮がかかるというような問題も出てくる。

これらを考慮しながら対策を考えているわけでございますが、そう言いながらも、その中でやっぱり住民の皆さんに理解を求めなければ、実際に調査に入るには影響が大きすぎるというようなことも考えているわけでございます。そういうことで地元の皆さんの理解を得るということが条件付けられております。

(黒田委員長)

はい、どうもありがとうございました。ただいまのご回答につきまして、よろしうございましょうか。 (星子委員)

そうですかね。水門と捉えては駄目なんですかね…。排水門と「排」を非常に大きく。

(農地整備課長)

これからは排水門ということで、しっかりと。

(星子委員)

わかりました。ありがとうございました。

(黒田委員長)

はい、他にございませんでしょうか。

(有馬委員)

私のほうから。

(黒田委員長)

はい。

(有馬委員)

私も、環境に関連しまして、横川委員や星子委員のご意見に通ずる考えをしております。

つまり、先程からお話しがありましたように有明海の環境悪化が懸念されている中で、現在ノリ不作原因 解明を中心に有明海の環境調査が、各関係団体で行なわれておるというご説明をいただきました。

一方、干拓工事が中断しておりますが、農政局としては一日も早く工事を再開して、計画に沿った事業遂行をお考えだろうと思います。しかし、ここは本事業の環境に及ぼす影響を少し時間をかけて検討すべきだろうと思います。

つまり、先程、星子委員からもありましたようにノリ不作の第三者委員会の検討結果や環境省等が行っている調査報告を受けて、それを基にして有明海における諫早湾干拓の環境面での位置づけを明らかにした後に、本事業をどうするか、続行するか、計画を修正するかを考えるべきだろうと思っております。

今の状態で事業を長く中止しておくことは問題があるとは思いますが、有明海の環境全体に及ぼす影響が判然としないままに工事を継続するよりも、科学的な視点から問題点の有無や、その程度が明らかにされていることによって、的確な計画変更が可能となり、もし工事が続行された場合には、より完成度の高い事業になるものと考えております。以上です。

(黒田委員長)

はい、どうもありがとうございました。何かこの件につきまして、ご意見等ございますか。はい、どう ぞ。

(整備部長)

星子委員、それから有馬委員さんのご意見は、今ノリ不作もある、そういうところで有明海全体を見渡すような調査も行なわれていると、そういうことでもあるので、それらの様子を待って事業の今後のあり方を検討したらどうだろうかというふうな話でありました。

確かに、そういうご意見もあろうかと思いますけれども、我々としては、環境へ配慮しながらも、地元のほうでは関係団体の意向という欄にあるような状況でございます。現在、ご承知のとおり工事も止まっておって、防災機能も承水路等ができていないということから、なかなか計画どおりの防災効果に至っていないというふうなところもあるわけでございますので、そういう現状において地元からは高く評価されておりますので、我々としては、一日も早く、そういう防災機能を早く仕上げるということも必要だと考えています。

また、現在既に干拓の一部は干陸化もしているわけでございますので、そういう農地につきましては一刻も早く仕上げることも大事であるということで、今日のような評価のまとめを提示させております。

ただ、ノリ不作につきましては、先程スケジュールでありましたように、今後もう1年かかる、中間報告が9月に出されるというふうな日程になっておりますが、最終報告までにはもう暫くかかるというふうなことでございますので、なかなかそういうふうなもののスケジュールに合わせるのはいかがなものかと、そういうふうなところから意見が出されれば、それに見合った対応も可能であるかと思いますので、我々としては評価項目とりまとめにありますような方向ですでに干陸している部分の整備についても進めていきたいというふうに考えております。

(黒田委員長)

はい、どうもありがとうございました。よろしうございましょうか。 それでは、他にご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(山内委員)

第1回目から現地調査も含めまして、既に5回の議論を経て今日に至っておるわけですので、私は結論めいた感じで今日は申し上げたいと思います。それで、本日、ワープロを打ってメモ書きしてまいりましたので、それに沿って、それを読み上げるような形で申したいと思います。

諫早湾干拓事業の再評価について、次の3つの観点からの再検討が必要であろうと思われます。1つは、 社会経済情勢の変化であります。2つ目は、環境と調和した土地改良事業を目指すべきだろうということ であります。そして3つ目が、営農計画についてであります。

まず第1の社会経済情勢の変化でありますけれども、言うまでもなく新しく制定された農業基本法の目指すところは、食料の安定供給、農業・農村の持つ多面的機能の発揮、農業の持続的発展、そして農村の振興という4つの基本理念を上手く連携させていくことにあろうと思います。

それを踏まえるならば、大規模な農地を新たに造成して、生産性の高い農業を実現するというただ1つの目的のため、半ば自然の循環機能を改造していく干拓事業に対しても、それも当然見直されるべき時期ではないかと思います。こうした方向は、先進各国に見られる共通したものであろうと思います。例えば食料の安定供給という点からすれば、政府の基本計画では自給率を40%から45%に引き上げるということを目標としておりますけれども、そのために多大な国家予算を使って面的に農地を拡大するよりも、まず全国の遊休農地や耕作放棄地、そういったものをもっと有効利用して、既存の耕地の利用率をより高めることが先決ではなかろうかと思います。

2つ目の環境と調和した土地改良事業でありますけれども、昨年6月に公表されました諫早湾干拓営農構想検討委員会の報告書の「第3 営農構想」の項目の中で、3の3でありますが、環境保全型農業の推進という項目があります。そこでは、環境負荷軽減のための営農技術を駆使した環境保全型農業の推進ということが明示されており、この点は高く評価できると思います。

ただ、これに関連して次のような疑問点が生じます。3つほどありますけれども、まず第1に、報告書では干拓地全域において資源の地域内循環の完結を目指すとされておりますが、この点は評価される。しかし、干拓地周辺さらには湾岸域から有明海域に至るエリアを含めた環境保全について述べられていないのは残念であります。その後、ノリ不作問題が発生し、それと干拓事業との因果関係は必ずしも明確ではありませんが、ただ、少なくともその原因の1つではないかとの分析が示されている以上、それを考慮するのは当然であろうと思います。

第2、土地改良法が今年6月に改正され、事業計画においては環境保全に配慮するといったような項目が付け加えられたようであります。この点からしましても、前倒しをしてこの事業の見直しがなされるべきではないでしょうか。

それから第3、先程の報告書の中で環境保全型農業の推進ということが謳ってありますけれども、そのためには例えば支援システムの構築あるいは共同液肥プラントの設立、研究・普及体制の整備といったような7つの項目が挙げられておりますけれども、これらの費用を誰が、あるいはどの機関がいったい負担するのか、不明確であります。

また、これらの多くは、B / C 費用対効果の点からすれば当然、費用に計上されるものであろうかと思いますが、そうすると、この環境保全型農業を推進し、そのための様々な支援体制というものに使われる費用が当然計上されて、事業効果も変化するのではなかろうかというふうに思うわけです。

3つ目の営農計画でありますが、これも細かく言いますと4つほど述べたいんです。第1は営農類型の中のばれいしょの単収についてであります。営農モデルで示されている単収は、長崎県農林業基準技術から採用しているけれども、予測値がやはり高すぎるのではなかろうかと思います。

例えば昨年、平成12年10月に公表されました、これは菊池課長さんのほうからもご紹介が先程ありましたけれども、長崎県農政ビジョンによりますと、その26ページから27ページのところで、主要農畜産物の生産目標というのが挙げてあります。この中でばれいしょを見てみますと、平成10年度では栽培面積が4,990ha、生産量が94,500 tとなっておりまして、これを単収に直しますと1,893 kgになります。これを平成22年、10年後の生産目標として、どのように設定されているかと言いますと、栽培面積が4,500ha、生産量が102,000 t、従いまして、単収が2,267 kgであります。

このように決して 3,000 kgを超すというような目標は、この長崎県農政ビジョンにおいてでさえも示されていないわけです。この点について、私、今日も依然として疑問が解けないわけであります。

因に、そのほかの統計資料を少し当たってみたんですけれども、例えばポケット九州農林水産統計を見てみましたら、1980年の長崎県における春ばれいしょは、栽培面積が5,670haで、これを反当たりに直しますと、2,290 kg、それからおおよそ14年後1994年の統計で見ましても2,190 kg、秋ばれいしょは80年段階で1,180、94年段階で1,830であります。

それから、これは参考のためでありますが、私がまだ大学院生の頃、諫早市のマスタープランづくりに関わったことがありまして、そのときの資料が出てきましたので、それをちょっとご紹介してみます。それは、昭和45年策定の資料なんです。その中でも諫早市のばれいしょの、ただ、資料では、ばれいしょと特定せずに、薯類という項目で載っております。当時の単収が1,890 kg、これを昭和55年、つまり10年後に3,000 kgまで拡大するという目標が立てられたんです。しかし、実際には春ばれいしょの単収は、昭和55年では2,075kgでした。その目標が依然として現実化してないということなんです。従いまして、この3,000 kgあるいは3,100 kgといったような目標を今、達成の可能性があるというふうに設定されたとしても、これまでの経緯からして、本当にそれが可能なのかどうかというのが、依然として疑問が残るわけであります。

第2の問題でありますが、土地代金の償還について、先程の営農構想の報告書によりますと、リース方式とされることが望ましいということでありますが、これもまだ、そのように決定しているのかどうか、不確定ではなかろうかと思います。

それから第3、経営体の選定についてでありますが、これも、先の報告書によりますと、4ページのところで、「自立経営として確立できる規模を基本とすべき」というふうに述べてあります。しかし、現実にこの土地配分あるいは営農モデルを見ましても、20 ha 以上あるいは20 ha 規模の営農を想定するとすれば、個別の自立経営体が、あるいは自立経営農家がそれを担い得るということの現実性が、どの程度出てくるのか。むしろ農業外の大手の食品企業といったような資本力の強い企業が独占的に参入してくる可能性がある。これによって本当に地域農業の振興ということが図れるのかどうかというのが、疑問に思うわけであります。

第4でありますが、営農モデルは「入植・増反者の意思決定を支援し、判断の指標としての試算である」というふうに述べてあります。そして、実際の導入作物は個々の農業者が自ら選択するとされているわけで、この会議で示されてきました8類型というのは、あくまでもこの営農構想の中でも試算であると、そして判断の指標であるということが強調されているわけです。

だから、現実にどのような経営体が展開するかというのは、言うまでもなくこれからの問題であるとは思いますが、こういったように営農構想につきましても、かなり不確定な点が多いのではなかろうかと思うわけです。そういう中で、入植農家に現実には予想外の負担を強いる不安というものが依然として払拭できないのではなかろうかというふうに、私は思います。

長々と述べて恐縮ですが、以上のような観点からしまして、私は、諫早湾干拓事業につきましては、休

止あるいは中止というのが妥当であろうかと思います。ただし、その中止という意味は、東工区の事業など、これから予定されている事業を中止するというようなことでありまして、その段階で新たな事業計画の見直しということを是非お願いしたいというふうに思っています。以上であります。

(黒田委員長)

はい。ただいま経済評価の立場からご意見を承りましたが、この件に関しまして、ご回答をお願いします。はい。

(農村計画部長)

3点ほどお話しがございました。1点目の食料の安定供給という件で、私の意見を話したいと思います。今度の新食料・農業・農村基本法の中において、自給率を40%から45%に上げるというような目標が設定されたわけでして、中山間地域と、それから低平地域の農地に分けたとしますと、中山間地については山内委員も熊本県の委員長をしておられますけれども、いわゆる直接支払い制度で、とにかく農地として使用し、守っていくということを、平成12年度から取り組んでいます。これにより、中山間地域の水田・畑に対しては、集落協定に基づいて相当大きなインパクトを与えています。

それから、平坦地で市街化に伴い、年間に相当の面積の農地が転用されているという現実がございます。 こういう中で国全体として優良農地を守っていくという観点から、ほ場整備なり、干拓なりの方法によっ て農地としての機能を守り、増進していくという事業としての取り組みも大きな課題ではないか、と考え ております。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。

(事業計画課長)

営農の関係について、まず、ばれいしょの単収につきましては、県のビジョンの中の数字ということですが、先ほどご説明したとおり、計画の単収は、県の農林業基準技術を採用しています。ビジョンの中では、これまでの統計データを基に面積、収量が設定されていると思いますが、諌早干拓地においては、先ほど申し上げたとおり、かんがい水が確保された大規模で平坦な優良農地であるという点、意欲のある担い手の方々が入ってくるという点で、基準技術の単収が確保されると考えておりまして、営農計画は適切に策定しているものと考えています。

それから土地代金の償還の件がありましたが、土地の配分においては売却することとなっています。ただ、直接農家の方々に売却するのみならず、さらに農家の方々の選択肢を広げられないかといった観点の中で、県の公社によるリース方式ができないかといったことを今検討しているところです。これについては、一時使用に向け、県と共に検討しているところであり、一部使用の段階には結論が得られると考えています。

それから、モデルは試算あるいは指標であるといった点がありましたが、確かに営農構想検討委員会の報告書にそういった記述があります。しかし、これから一時使用に向けた干陸計画や配分計画をつくる段階において、希望される農家の方々の調査を詳細に行い、8つの営農類型と同等程度、あるいはこれ以上の営農類型であれば当然入ってくることと思いますし、そういった点で、生産性の高い営農が営まれていくと考えています。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。よろしうございましょうか。はい、どうぞ。

(横川委員)

計画部長さんの農地を守るという論点に限ってだけ、私の意見を申し上げさせていただきます。

こうして諫早湾干拓をつくるということが農地を守るということの1つだというのは、それなりに分かりますが、と同時に、並行してというか、あるいはそれに先んじて、もっと制度的に、これだけの農地が必要なんだという大きな国全体の計画があり、そして、それを裏付ける土地利用規制の強化といいますか、そういう強い法律体系が必要だろうと思います。

農地を守るという議論になりましたので、この点は論じておかないと、少しバランスの取れない議論になりかねないと思って、人の議論に加わって申し訳ありませんけれども、コメントさせてください。

(黒田委員長)

はい、どうぞ。

(農村計画部長)

我々としても、優良農地を守るという観点から、いろんな施策を進めております。その中で例えば農振法とか、あるいは農地法とか、法制度により、優良農地を守るということに対して制約をかけているわけですが、そういう制度があるにもかかわらず、転用に伴う農地の減少ということが現実に起こっているというのも事実です。

(農村振興課長)

今に関連して、ちょっとお話しさせていただきますと、食料・農業・農村基本法で農地面積を決めるという、自給率の関連で、ちょっと概括的な国ベースの数字と、今、九州内での農振地域の調整状況というのをお話しさせていただきます。

食料の自給率を上げるには、1つは、日本型食生活等を進めていこう。2つ目には、食品ロスを少なくしていこう。そして、農地面積については、今うちの部長のほうからお話がありましたけれども、年々やっぱり農地転用あるいは耕作放棄地が出てきている。これを何とか抑制していこうというような理念の中で目標面積を定めた経緯がございます。

具体的に、ちょっと数字をご紹介いたしますと、10年現在では全国ベースですけれども、491万という農地面積がございました。これを、もし何もしなくて、現在の農地転用なり耕作放棄地の趨勢が22年まで続くとすれば、農地面積は442万 ha に大きく減ってくるであろう。これを何とかして、抑制していこう。1つは、耕作放棄地面積を少し抑制していきましょう。これは、各種制度を通して抑制していこう。あと、耕作放棄地の再活用も少ししていくということで、政策的には21万 ha の耕作放棄地の抑制、耕作放棄地の再活用で4万 ha 減らそうとしております。さらに、それだけではなく、農地の拡張を計画の中では4万 ha を見込んでいます。

そういう中で農地を維持し、国民の必要となる食料自給率に寄与していこうということで、今の段階では、放っといたら442万になるであろう農地面積を、そういう努力をしながら470万 ha を確保していこう。うち、農振農用地面積を417万 ha 確保していこうではないか。そういう方針に向かって、九州管内におきます農振の基本方針を各県から今つくっていただいて、調整しております。

その中で長崎県につきましては、現況の農地面積は減っていくであろうけれども、農地の拡張を含め、 出来るだけ現況維持の面積を県の基本方針として確保していこうと、こういうようなことで今作業をして いる状況でございます。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。他に、ございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

それでは、今日、委員の先生方から貴重なご意見を賜りましたが、それぞれのご意見を見てみますと、

まず横川委員、外部不経済はゼロではないということ、これは環境問題も含めた議論での外部不経済ゼロではないというお話でございます。

これにつきまして、有馬委員のほうでは、有明海の環境調査結果を待つべきではないかと、やはり環境の観点から問題を提起しておられます。

また星子委員のほうからは、農業生産効果に関するご疑問と、同時にまた排水樋門を開けての調査に関しまして、その結果を待つべきではないかと、環境とそれから農業生産効果の両面から疑問を提示しておられます。

さらに山内委員からは、社会情勢と農業生産の両面から、この干拓を考えるべきではないかという問題 の提起をいただいております。

ちょうどここで12時になりましたけれども、このような問題の提起を踏まえながら、ちょっと昼食に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。その間、また皆さんお考えいただいて、この問題を午後、総括的に検討していくというようなことで、引き続き検討していきたいと思いますが、よろしうございましょうか。

よろしいようでしたら、昼休みに入りたいと思いますが、よろしうございますね。はい、では、そのようにいたします。

〔昼食・休憩〕

(黒田委員長)

午前中には、委員の方々から、いろいろとご意見を賜りましたが、論点は、まず2つに集約できるのではないかと思います。

1つは、農業を取り巻く社会経済情勢の変化と、これに対して諫早湾干拓で造成されます農地が、どのような経済効果を発揮するのかという点に対するご質問あるいは議論がございました。

2つ目は、いわゆる環境問題あるいは外部不経済問題として、諫早湾干拓と有明海の環境問題との関連をどのように取り扱うべきかという、この2つが本日午前中の議論の中心であったろうと思われます。

これにつきまして、まず第1番目、午後には農業を取り巻く社会経済情勢と諫早湾干拓の農地が占める 位置づけについて少し、問題提起をされました委員の方々相互でご検討をお願いしたいと思います。また、 それに関しまして農政局側からのご見解を賜りたいと、そのように思う次第であります。

どうぞ、どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。はい。

(横川委員)

よろしいですか。アプローチの仕方がいくつかあるんだろうと思いますが、その1つとして、現にここまで出来ている部分については、その農地を生かすという考え方もあるのではないか、そういうアプローチの仕方も現実的でいいのではないかと思いますけど。

(山内委員)

今、横川委員からも出されましたので、私も、その点を申し上げようと思っていたんです。午前中に申しました私の結論では、休止あるいは中止ということですが、その内容につきましてもう少し私個人の意見を申しますと、既に西工区は出来上がっているわけでありまして、これを元に戻すということは、これは事実上無理な話であります。

私が申し上げる中止あるいは休止というのは、東工区の干陸化の事業と、それからそれに伴う事業の見直しということでありまして、ですから、既に干陸化しているところの農地をどのように有効利用してい

くかということは、新たな計画として、あるいは既に営農計画として構想委員会からも出されているわけでありますから、それをより有効に、より改善していく形で実施していくということも1つの方法ではなかろうかと思うわけです。

ここまで踏み込んで議論していいかどうか、我々の委員会の権限を越えるかもしれませんが、敢えて述べさせてもらいますと、そういう状況にもしなるとすれば当然、内堤防の建設でありますとか、あるいは将来において、この潮受堤防が常時開門ということもあり得るわけでありますから、もしそうなると、当然塩水が入ってくるわけですから、旧来の排水施設をどのように改善していくかというようなことも含めまして、いろんな新たな事業が起こされてくる可能性はあるかと思います。

ちょっと踏み込んでしまったかもしれませんけれども、そういうような意見でございます。以上です。 (黒田委員長)

どうも貴重なご意見、ありがとうございました。この件に関しまして、はい、どうぞ。

(星子委員)

今、山内先生がご発言なさったのと、ほぼ近い意見を私も持っているのですが、後のほうでご発言なさったように、この水門が常時開くことはないということを想定してというようなお話しがありました。先程も、その水門は水門じゃなくて、排水門であるということでのご示唆を頂戴したんですがよく分からない。私などは現在いろんな情報が入ってまいります。新聞・テレビ・インターネット、または各種団体からの情報提供などがあります。ところが、そういったものが、農政局さんからご提示いただいたものと数値がかなり違っていたり、切り口が違っていたりして、どのように判断すべきなのか、非常に困惑しているというのが、私の現在ではないかと思います。農政局からご提示いただいたものに間違いはないという前提で、一応判断はさせていただいておりますが、先程のような排水門の開閉についての記述などを前にいたしますと、やはり一般の常識とか知識とかというものと、ずいぶん違うものがあるのではないかと、改めて感じております。

排水であり、受水は想定にないというお答えでございましたけれども、それで本当にいいのだろうか。 私は、あり得ないのではないかと思うんです。排水があったら、受水も必ずあるのではないか。先程のような資料をご提示いただいたときに、さらに不安が募ってきて、周辺に対する影響などというようなものも考えてしまいます。そういったときの対応は、どのようするのか。今から危機管理というのか、あってはならないけれども、あったときはどうなるのかということまで想定したうえでないと、今後の事業の展開または方向性というものは考えられないのではないかなと思います。

慎重になり過ぎるくらい、そこらへんはやはり読んでいかなければならない点というのはあるのではないかと思っておりますので、是非ご配慮いただければと思っております。

(黒田委員長)

どうもありがとうございました。

このように考えますと、現在干陸しておるところは別として、ある程度面積を縮小というようなお話も 出ておりますが、こうなりますと、もろに経済評価のほうに響いてくるわけでございますが、このあたり につきまして農政局のご見解等ございましたら、お聞かせいただければと思います。

(整備部長)

農政局といたしましては、委員の方々が言われているような意見も十分加味して、また、環境については今までもアセス等で十分配慮してきたつもりでありますが、さらに一層配慮しつつ、今言われたようなことを考えながら、委員のご意見としてまとまるのであれば、そのようなことも考えながら、農政局としての実施方針を検討する必要があると思っております。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。これで、よろしうございましょうか。

それでは、次に環境問題、横川先生は外部不経済という表現をなさいましたけれども、他の委員からは 環境の問題として直接的に取り上げられております。

これの結果が出てからでいいのではないか、今立ち止まるべきではないかというようなご意見も出ておりますが、この点につきまして補足の説明等ございましたら、お願いいたします。先生方、ございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

事業実施と、それと環境調査が、結果が出てくる時期との兼ね合いもあろうかと思いますが、そのへんの見込みは、どのようになっておりますでしょうか。一応9月に中間報告と、ノリ不作問題に対する環境調査は9月に中間報告が出るというふうに承っております。

それから再来年3月に一応結果が出るやに承っておりますが、これと現在の諫早湾干拓の事業の推進との 兼ね合いは、いかがでございましょうか。

(整備部長)

説明資料にもありましたように、ノリ不作等第三者委員会の委員長の見解ということで、今年1年間は現状のままといいますか、排水だけの状態で調査しておりまして、その間は外部に影響のあるような工事は差し控えるというようなことになっております。現在、13年度予算では、干陸している部分の陸上工事なり、防災上必要な工事に限って実施するというふうにしておりますけれども、これも現在、ご承知のとおり諸般の事情で中断しておるという状況でございまして、委員長見解にもありますように、外海に悪影響を及ぼすような工事はしないというようなことがありますので、当然このノリ委員会の結論は、再評価第三者委員会の結論とは別に、当然我々は反映しなければならないというふうに考えております。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

ここのところは、本委員会としましての最終的な結論を出す重要なところに関係しておるのではないかと思いますが、この会議で確認しておきたいというようなことかございましたら、ご質問等をお願いいたします。

委員の先生方、何かございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、本日の午前中からずーっと検討してまいりましたこと、以上2点に集約してご検討いただきましたけれども、次回の委員会に向けての見解を、今日皆さんで出し合って、一応のご了解といいますか理解を深めたというふうに解釈して、よろしうございましょうか。結論ではございませんけれども、理解を深めたということで、ここを閉じさせていただきたいと思います。

(横川委員)

1点だけ。

(黒田委員長)

はい、お願いします、どうぞ。

(横川委員)

最初の方で、私に対して整備部長から地域なり県なりの意見も勘案してほしいというご発言がありまし

たので、1点だけ、付け加えさせていただきます。私たち第三者委員会は、その意見を無視しているわけではないということだけは、申し上げたいと思うのです。つまり、地元のご意見はご意見として尊重しながら、中立の立場の第三者委員としては、第三者委員の立場で独自の意見を述べさせていただく。そこに第三者委員会というものをつくったということの積極的な意味があろうと思いますので。

それに最初の方で申し上げた中で、専ら佐賀大学の研究を2つ紹介しましたが、長崎県は長崎大学で東幹夫先生とか、NHKテレビの7月31日の放送の中の田北徹先生がおられて、地域に密着した研究をされてると思います。そのことを先程は一切落としてしまいましたので、補足させていただきたいと思います。以上です。

(黒田委員長)

どうもありがとうございました。

この件につきましては、私どもは、第三者委員会でございますので、どちらの立場に対しても中立であるということは申すまでもないことでございます。ここで、確認をいたしておきたいと思います。よろしうございましょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

それでは、諫早湾干拓事業に関しましての検討は、これで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

(黒田委員長)

引き続きまして「北松地区」のご説明をお願いいたします。

国営農地再編整備事業「北松地区」

[「資料 - 2」により説明]

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。はい、お願いします。

(山内委員)

えびらお

具体的なことで恐縮ですが、確か地区名が箙 尾だったと思いますが、かなり急傾斜地域で、そして、たばこ作に転換していくということで現地視察に行きました。

あのかなり急傾斜の農道の下手のほうに、コンクリートで三角形の壺みたいのが建設してありまして、 そこに相当の土砂が溜まっておりました。それを私、個別に聞きましたら、やはり大雨が降ったときに相 当量の土砂がそこに溜まると、これを何とかトラクター等で掻き上げなければいけないんだということで した。

現地の農家の方も、何か困惑したような印象をちょっと受けたもんですから、そういうところの対策というのは、当然、局としてもお持ちだとは思うんですが、その点確認させていただきたい。

(事業所)

私のほうから話をさせていただきます。

箙尾団地は、現況で山林原野だったところを農地造成し、たばこ畑に現在生まれ変わったわけですけど、 造成後の土砂等の流出を沈殿させるために設置した沈砂池であり、溜まった土砂は、畑のほうに還元して 機能を回復していきたいというふうに考えています。

(山内委員)

それは、定期的に行なわれるんですか。それとも、ある程度溜まった段階とかいうような、そういうの を常に監視しておられるわけですか。

(事業所)

造成直後は、土砂の流出量が少し多いんですけども、現在はだいぶ落ちついてきていますので、今後は、 土砂が溜まった段階で機能が発揮できるよう、定期的に取り除いていくということになります。

(山内委員)

はい、ありがとうございました。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(星子委員)

お尋ねでございます。「社会経済情勢の変化」の中で、農家戸数が減ったこと、それと併せて、逆に経営耕地が3 ha 以上の農家は増えているということでのご報告があっております。この事業体では、事業計画の重要な部分の「変更の必要性の有無」のところで「受益面積」について「後継者不足などの理由から受益面積の減少が見込まれる」というように書いてございます。

この地域での経営規模拡大と、後継者不足をカバーするというようなことは無理なんでしょうか。お尋ねします。

(事業所)

経営規模が大きくなってる人は、若干多くなっているわけですが、私どもの事業の中で、今回約 100 ha ほど地区除外ということになる予定ですが、その大きな理由が、後継者がいなくて、将来に不安があるというようなことで除外した地区がかなりありまして、そのほかに、地滑り地域でもあり、地形的にも非常にお金がかかるというような話になりますと、地元のほうも、そこまで負担金が必要であれば辞退したいとか、農家の判断のもとに除外しております。

しかしながら、区画整理された農地の維持管理については十分農家の方々で取り組みが行われており、 現時点で、機械組合も13設立している状況で、その組合では、周辺の水田を含めた委託により田植えな ども行い、今までの1条植えの田植機が最近は4条植えの田植機に変わるとか、農業機械の規模も大きく なってきております。後継者については、先日の現地調査のたばこの団地については心配ないという話も ありましたが、その他の団地についても、ある程度見通しがついていると聞いており、後継者は育ってき ているということで、整備された農地については、後継者の確保が十分できているというふうに考えてい ます。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

(有馬委員)

よろしいでしょうか。視察の時に聞けばよかったんですけれども、1つだけ、確認をお願いします。
北松地区は非常に多くの造成地に分かれております。この前見せていただいた箙尾地区と迎木場地区と
いうのは、沢山ある造成地の中では、どういう位置にあるのでしょうか。

(事業所)

私どもの事業の中で、箙尾団地というのが唯一の未墾地から畑にした農地造成の団地だということで、 ちょうど地区の中央に位置して、たばこを主体に営農されています。それから迎木場団地は、区画整理に より整備された農地で、いちごの「ベンチ栽培」という新しい取組みを行っているということで、2地区 を選びまして現地を御案内したわけでございます。

そのほか、事業地区は36工区に点在してますが、地域では、国営事業のほかに県営のほ場整備事業などが実施されており、地域全体に対しては、北松地区国営事業は13%ほどしかないんですけれども、県営事業等を含めて、いろいろな整備が行なわれていくなかで、整備率も除々に高くなっており、最終的には50%近くにまでなっていく見込みであります。

(有馬委員)

この前の2地区の工事の規模としては、中間的なものなんでしょうかね、沢山ある中では。

(事業所)

団地の規模としましては、箙尾団地は農地造成で6 ha 程度、区画整理の迎木場団地は5 ha 程度であります。北松地区の最も大きな団地といいますのが30 haから40 ha ぐらいでございまして、あとは10 haとか20 haとか、それくらいの規模が寄せ集まっているという状況でございます。

(有馬委員)

はい、わかりました。

(黒田委員長)

他に、ございませんでしょうか。

この地区は、いちご・メロンあるいはアスパラガス等、生鮮野菜とか、あるいは果物なんですけれども、 出荷の体制と申しますか道路ネットワーク等は、どうなっておりますでしょうか。

(事業所)

道路は、北松地区の事業では、地区内の道路しか整備しておりません。県営の事業で、地区の中央に広域営農団地農道整備事業が実施中で、各町を結ぶ基幹の道路が南北に配置され、東西方向には、今後西回りの高速道路が地区内を経由していくということで、長崎県の中で全体で56kmぐらいあるわけですけれども、現時点でそのうちの22kmぐらいしか開通しておりませんが、あと3年ぐらいで、ほぼ整備計画がまとまってくるということで、西回りの高速道路が完成しますと、福岡まで約1時間程度で行けるという状況に改善されると思っております。

(黒田委員長)

はい、将来性は非常にあるということですね。はい、ありがとうございました。

他に、ございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

他にないようでしたら、この地区につきましては、以上でよろしうございますでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

(有馬委員)

済みません、ちょっと。

(黒田委員長)

はい、お願いします。

(有馬委員)

私なりの、北松地区についての評価を述べさせてもらいます。本事業は、農地整備などにより、新たな作目の導入を可能にしたほか、労働生産性の向上、規模拡大など、いわゆる中山間地の農業生産の改善に高い効果が期待できると思われました。予定通り事業を推進してください。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。皆さん、いかがでしょう。皆さんも、同様でよろしうございましょうか。是非順調な遂行と、その完成を期待されるということでございます。

どうもありがとうございました。

それでは、「肝属南部地区」について、お願いします。

国営総合農地開発事業事業「肝属南部地区」

[「資料 - 3」により説明]

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。この地区につきまして、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

(横川委員)

それでは、質問と意見を兼ねてお願いいたします。

この評価に異議はございません。この評価の枠外のことですが、現地を見させていただいて勉強になったことでありますけど、実はダムがないんですよね、そうでしたね。事業を変更された結果、ダムがなくなったんでしょうか。そこをちょっと、まず確認させていただいたうえで。

(農地整備課長)

今言われましたとおり、当初ダムが計画されておりましたけれども、農地造成面積の減等の事業に係る 条件の変化によりまして、配水計画等総合的に再検討した結果、このような分散型の調整池のタイプに変 えてございます。

(横川委員)

私は、それが非常に印象に残りまして、これはダムと分散貯水との総合的な比較をしなければいけないことなのでしょうが、分散貯水のほうがコストが小さく、工期も早くて、合理的ではないかなという印象を持ちましたので、そういう努力をされたことに対しては高く評価すべきことではないかという感じがします。ちょっと不遜な言い方かもしれませんが、そういう印象を持ちました。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。他に、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(有馬委員)

視察をさせていただいた印象とか、コメントですが、この地区は進捗率が高くて、たばこ作など既に事業の効果が上がっている場所もございました。また、かんがい施設の完備と共に、天水に頼った営農から近代的な施設栽培への移行や新規就農者の増加、あるいは都会からのUターン者の受け入れも可能になることから、本事業が地域営農の活性化に貢献することが期待されるのではないかと思いました。以上です。

(黒田委員長)

ありがとうございました。九州の最南端で、意欲的な農業が展開されておる。それを、この事業が支援 しておるということから、非常にいい効果が生まれておるのではないかというふうに拝見した次第です。 他に、ございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

非常にいい事業と思います。

それでは、「大淀川右岸地区」について、説明をお願いいたします。(黒田委員長)

国営かんがい排水事業「大淀川右岸地区」

[「資料 - 4」により説明]

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、お願いします。

(星子委員)

質問ではございませんが、現場に行きまして、農業に「水」がいかに大切かと痛感した地域だったような気がいたしております。そして地域整備、区画整備が行なわれることによって、どちらかと言うと、人口が減少傾向にあるこのような周辺地域が、ここでは減少どころか増加しているというようなことも見られておりましたし、要望どおり早くできれば、もっと違った農業経営の実現というのが構築されたのではないかと考えますので、早期実現できるように思いました。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。他に、ございませんでしょうか。はい。

(横川委員)

今の意見を受けて、これからもう少し工夫していただきたいなと思うのは、田野町の温室出荷組合、トマトの水耕栽培のところで、実際にやっておられるのは後継者ではなくて、責任を取った形で役員の方がやっておられたように思います。その方はその前には何を作っておられたかと、私が質問してますけど、露地と土物をやっておられたという答で、ちょっと無理をしているようなことがあるような印象を持ちました。水の事業そのものに関わるわけではないと思いますが、それを生かすシステムのところで、もう少し工夫があったら、もっとよくなるのではないかなという印象を持ちました。その点、ご見解をいただけるなら、いただいたうえで。

(黒田委員長)

はい。

(事務所)

現場でトマトの水耕栽培を見ていただいた時にご説明したのは、あの栽培の組合の頭になっている方ですけども、名前の登録上、私がなっているんだと言われて、実は数名の農家の方でやっておられると、それと、今のところ水手当がダムの水、まだ正式に貰えるようなものではなくて、湧水を利用しているというところで、これから本格的な栽培に入るというところで、先行してやってると、でも儲かってますよとかいうようなご意見を申したと思います。

いろいろとトマト以外にも、まさに新しい、水を使った営農を、いろいろと工夫をしたいという声は、 現場でも伺っております。以上でございます。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。他に、ございませんでしょうか。

(有馬委員)

それでは、私のこの事業に対する意見を言います。

この事業は、進捗率が高く、天神ダム建設を中心とした計画も順調に進んでおります。かんがい施設の整備により、施設農業、新規作物の導入など、多様な農業の展開が期待できるために、本事業の効果は大きいものと考えます。以上です。

(黒田委員長)

はい、どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。

では、私から1つだけ。関連事業いわゆる国営事業でできた水を使うのは、県営事業で末端を整備して使うことになると思いますが、この資料の1ページで県営畑地帯総合整備事業の進捗率が40%、それから県営土地改良総合整備事業、これは始まったばかりで、まだ7%と、どういう形でこれがこういうふうに遅れてきたんでしょうか。これは水を使う受皿として非常に大事な部分だろうと思うんですが。

(事務所)

県営事業の場合、お手元の1ページに地区数23地区で、それぞれの事業で7、4、4、7、1地区というふうに挙げてありますが、今ご指摘のありました3番目ですか土地総のほうでは、面積としては4つ合わせて330 ha ほどでございまして、小さな面積、地元の総意を得て面整備も含んだような工事内容でございますので、それの若干遅れが出ているわけですけども、16、17年までには全地区とも着工するということで、非常に計画的になされております。1市2町の中では田野町が残りの地区の中では一番多く抱えておるんですけど、逆に言いますと、田野町は一番多く今までも取り組んでまして、これを計画的にやっているというところで、ここは農家の方も、あるいは市・町もまったく問題意識を持っておらず順調であるという意識を持っております。

(黒田委員長)

ああ、そうですか。

(事務所)

はい、以上でございます。

(黒田委員長)

はい、わかりました。ありがとうございました。他に、ございませんでしょうか。順調に進んでおるということで、早期完成が待たれるということですね。はい、どうもありがとうございました。

国営かんがい排水事業「西諸地区」

[「資料 - 5」により説明]

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。本地区に関しましてご意見あるいはコメント等ございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(有馬委員)

では、コメントをお願いします。当地区は畑地かんがい率が3%以下と極めて低く、農業の生産性を向上させるためには、かんがい施設の必要な地区であります。しかし、視察した限りでは、谷間の開けたところには水田があるなどして、従前から小河川等の水源にも恵まれた場所もあります。そのような場所では、いろいろな取水法が可能であり、国営事業によりパイプライン化する必要があるのかどうか。または県や市町村単位の小規模の事業でも解決できるのではないか。さらに、そういう点から現在計画されているパイプラインの配置が適正なのかどうか、あるいは他にもっとパイプラインを設置すべき場所があるのではないか、というような疑問を持ちました。ご検討していただければ、幸いです。以上です。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。この件に関しまして、はい。

(水利整備課長)

本地域の 4,1 5 0 ha の内、約 5 0 0 ha が水田受益になっております。もともと水田が開けているようなところは、渓流なり小河川の水を利用した営農が行なわれてきていますが、必ずしも安定的な用水の供給ができないことから、本事業で地域全体を対象に水田用水に対する補水を計画しております。

それぞれの地域、水田ごとに、別途の水源を設けて用水の安定化を図るより、全体を1つの管路で計画 したほうが、経済的にも合理的だという判断で、今の事業計画をつくってございます。

(黒田委員長)

はい、他に、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(星子委員)

私は、水問題にも関係させていただいていますが、地下水の有効利用ということで、工業または一般消費者における水利用に対する受益者負担を言っておりますが、農業だけが、それから削除されている現状です。水田の水涵養における役割は充分に認識した上でも、水田への水利用を地下水汲み上げから表流水、河川・ダムなどから引いて有効利用できるように整備されれば、飲める水を水田に汲み上げなくても済みます。是非、表流水の有効な利用が図られるような仕組み作りをお願いいたします。(まだこの事業は進捗状況が非常に初歩なので)今後の問題だと思いますが・・・よろしくお願いしたいと思います。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。他に、ございませんでしょうか。

私から申し上げたいと思いますが、本地区は火山灰土壌地区ですから、ちょっと地下水にあまり依存することは難しいんではないかなと思います。やはり河川水を使うということが必要だろうと思います。

さらに、この地区の用水システムは非常に新しい発想の下でできておると思います。末端のファームポンドが20 ha に1個ずつということで配置されておりますが、これは非常に新しい考え方による畑地かんがいシステムのレイアウトなんです。非常に水利用の自由度が増すわけです。これによりまして、施設畑での水利用あるいは営農作業に合わせた水利用が、非常にやりやすくなるということで、非常に新しい発想での用水システムを考えたという点で、非常に期待しておるところです。

以前は、やはりファームポンドはお金がかかるものですから、末端200 ha に1個とかいう所が多かったんですけれども、ここはそういう意味で、非常に私自身期待して見ているところです。以上です。

他に、ございませんでしょうか。それでは、鋭意頑張ってしていただくということで、お願いしたいと 思います。ありがとうございました。

(黒田委員長)

それでは、「曽於北部地区」につきましてお願いいたします。

国営かんがい排水事業「曽於北部地区」

[「資料 - 6」により説明]

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。はい、お願いします。

(山内委員)

個別に2つほど、これは現地で質問して、一応のお答えはいただいているわけですが、念のため確認という意味もありましてお聞きしたい。1つは、ダムからの水が実際に引かれるのは平成19年度からということに関連して、現地でのヒアリングでは、現在の経営者の方の年齢を聞きましたところ、40歳台ではなかったかなと思うんです。それが7~8年後ということになりますと、もう50歳に近くなります。

今の経営者の方は是非早くとおっしゃっていたわけですが、7~8年後と言ったら、もう後継者の時代になってますし、そういうことからしまして、やはり若い後継者が将来性を持って、目標を持って取り組

むために、やはり出来るだけ早く、こういう用水の確保というのは推進したほうがいいというふうに思うわけであります。勿論ダム工事というのは10年、20年の工事であるとは思うんですが。

それからもう1つは、これは財部町だったと思うんですが、かんしょを焼酎の材料として出荷しているということで、その取引先の焼酎会社との焼酎の残滓の堆肥化ということをリサイクルに基づいて、何かそういったシステムができないかというようなことを質問したんですが、そういった取り組みを、より積極的にやられたらどうか。

これは事業そのものに直接係わるわけではありませんが、付帯的な関連事業というような形で、そういうものも評価項目の中に入れられたらどうかなという気がするんです。特に土地改良法の改正ということも、先程から議論になっておりますし、より積極的にそういう環境保全型の農業、それに土地改良事業が積極的に関与していくということ、重要ではなかろうかなと思っているわけです。以上です。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。はい、お願いします。

(水利整備課長)

「参考資料」の1ページ目にも示してますように本地区の関連事業として予定されている県営畑地帯総合整備事業では、水手当や区画整理のほか、いろいろな工種の一体的な整備が可能で、堆肥盤の整備等、いろいろな畜産リサイクル関係の施設も対象になってございます。

これらの関連事業は平成16年度から予定しており、すべて改正土地改良法の適用を受けまして、環境への配慮なりリサイクルの観点というのは、十分に検討することになると思います。この地域につきましても、積極的にやっていきたいと考えております。

(黒田委員長)

はい、他に。はい、どうぞ。

(星子委員)

年間の農家の償還が10,000円から15,000円ぐらいとありましたけれども、この金額というのは、 高いんですか、安いんでしょうか。

(水利整備課長)

10,000円から15,000円ではなくて水手当しかしないところにつきましては1,000円で、区画整理、普通に言いますほ場整備をやりますところにつきましては約9,500円ということになります。

(星子委員)

足しますと、10,000円。

(水利整備課長)

両方整備するところは、10,500円になります。

(星子委員)

その金額というのは?。

(水利整備課長)

面整備まで含めますと、大体 1 0,0 0 0 円から 1 5,0 0 0 円ぐらい負担されるというのが一般的だと思います。

(星子委員)

前の説明の時も、大体 1 5,0 0 0 円ぐらいの数字が出てたと思います。その年間 1 5,0 0 0 円というのは、私たちが考えると、安いという感じしかしないんですが、実際農家の方たちは、どのように捉えられているのか。安いのか、高いのかというのを、ちょっとお尋ねしたかったんですが。

(建設所)

農家の方の負担は、国営事業については町が立替えするということで、ゼロです。だから、県営事業の 負担のみですから、私は、他地区に比べて安いと思います。

(水利整備課長)

1000円、9500円というのは、あくまで10a当たりの負担額ですから、もし1 ha 規模の経営をされている方は、この10倍の負担額となり、(農家にとっては)決してそんなに安い額でもなく、また農家の負担可能額の中で十分払える金額だと考えております。

(黒田委員長)

はい、他に、ございませんでしょうか。

(有馬委員)

では、私から、コメントを。

(黒田委員長)

はい、お願いします。

(有馬委員)

同地区の畑地では、かんがいの必要性が極めて高いと思われます。特に新規作物の導入や土地利用型作物の作付けを行う場合には、栽培管理の安定のために、かんがい設備は不可欠です。従って、本事業の速やかな推進を期待しております。以上です。

(黒田委員長)

はい、ありがとうございました。他に、はい、どうぞ。

(横川委員)

視察の順番が最後が大隅で、根占を見せていただき、その時に初めて先程申し上げようなダムなしでも水が来るということを教わったもので、それより先に視察した現地では質問できませんでしたから、ここで質問させていただきますけど、仮に今この地区で、ダムなしで分散貯水型で事業をやるというふうなことは、考えられるのですか、考えられないのでしょうか。

先程のように、水を早く欲しいという農家の声を山内委員は強調されたように思いますし、そういう背景の中で、どのように考えたらよろしいのでしょうか。

(水利整備課長)

分散型に水源を求めて安定化させるというのは、地域的にかなり限定されるものです。一般的には、やはり個別に小さく水源を求めながら、地域全体に安定的な水源を確保するよりは、1つまとまった水源を計画して、2000~300 haを対象に配水するほうが、効率的になると判断しています。

地域によりましては、そういうまとまった水源をつくらなくても、頭首工だけで十分、頭首工というのは水を新たに開発するわけではありませんので、流れている川の水を利用するだけで、その地域の必要量が十分充たされる、そういう条件を充たすような地域につきまして、分散型の整備も考えられると思います。

(横川委員)

それでは、今回の対象になっている地区で、他にそういう地区はあるのでしょうか、ないのでしょうか。 (水利整備課長)

肝属南部地区が、1つのまとまった水源を持たずに計画されていますが、肝属南部につきましても、まとまった水源をつくった場合の検討も行い、1つのまとまったダムをつくることによって、却って高くなってしまうというような条件から、分散整備が計画されております。他の九州管内のかんがい関係の実施

地区につきましては、大体まとまった水源を1つ2つ求めて、地域全体を灌水するというような計画になっていると思います。

(横川委員)

そしたら、それぞれの事業の計画を立てられたときに、ダムをつくらないというケースも比較されて選択されたというふうに理解してよろしいんですか。

(水利整備課長)

はい、地域で水を新たに開発しなくても十分足りているところについては、ダムをつくることにはなりません。ダムをつくって、安定的な水を確保することが必要な場合、今流れている水以上に、必要な時期に安定した水が利用できる施設が必要な場合に、水源手当を考えることになります。

(整備部長)

ちょっとよろしゅうございますか。

(黒田委員長)

はい。

(整備部長)

ちょっとさっきの説明に補足したいと思いますけど。

やはり水源で小規模・分散型でいくのか、こういうふうに大規模なものをつくるかということですけれ ども、先程から課長のほうから言ってますように、やはり地域の立地条件とかあると思います。

それで、やはり小規模・分散型ですと、水の開発はできないと思うんです。流れてるのを溜める程度。 水の開発ということは、要するに洪水期の水をストックしておいて、それを足りない時に使うということ ですから、使う量と時間がずれてるわけですので、ここら付近がダムによる水開発と言える所以だろうと 思っておりまして、そういうふうなためには、面積が小さい、先程の肝属南部のような面積が、確かここ より数段小さいと思いますけれども、そういうところにおいては、小河川から随時取るということも可能 と思いますけれども、ある程度まとまった面積ですと、やはり導入作物にもよりますが、やはり使う時期 が重なるということで、そういう一時期に要る。その時のためには、どうしても大きなポケットで溜めて おく必要があるということで、そういうことで、大規模な水開発には、どうしても一定のダム開発になら ざるを得ないのかなというふうに考えております。

(黒田委員長)

よろしうございましょうか。はい、ありがとうございました。他に、ございませんでしょうか。

ここの地区は、関連の県営事業は平成16年から着手の予定となっておりますですね。あと3年後ぐらいですが、この場合、国のほうとしては、展示ほ場といいますか試験ほ場、そういうものの計画なさっておりますでしょうか。

(水利整備課長)

実証ほは、暫定的な井戸水を使いました展示ほ場を、もう既につくっております。

(黒田委員長)

ああ、してあるんですね。

(水利整備課長)

それぞれ町ごとに1地区ずつつくってございます。

(黒田委員長)

ああ、それは大変いいことですね。それがありますと、県営事業で末端をして行くときに、賛成する農家が増えてくるし、非常に大事なことですね。水なしの農業を今までしてきたのに、今度水あり農業に変

わると、自分たちの農業がどうなるのかというのが、なかなかイメージしにくいけど、そういった展示ほ場があると、非常にイメージしやすいし、事業を進めていくうえでも大事なことと思いますが、それはいいことですね。

はい、ほかにございませんでしょうか。

発言者なし

(黒田委員長)

それでは、鋭意継続して続けていただくということで、よろしうございましょうか。はい、どうもありがとうございました。

これで、6地区すべて議題に沿いまして終了いたしました。では、事務局のほうお願いいたします。 ちょっとお待ちください。はい、お願いします。

(山内委員)

済みません。せっかくの機会ですので、1つだけ別個の質問を。

実は「土地改良法」という法律につきまして、私、素人ながら今回初めて、目を通してみたんです。 1 つは、先程から議論になっております「環境に配慮した」という文言が、どの条項の中で、どこらあたりに入ったのかということと、それから第 1 条第 2 項に「国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに、国民経済の発展に適合するものでなければならない」という条文があります。そこで、環境に配慮するというような新しい政策理念に対しても、この第 1 条第 2 項を適用してもいいんじゃなかろうかなと思うんですが、この第 1 条第 2 項を基にして大幅な、あるいは全面的な土地改良事業の変更がなされたというような事例が、これまであったのかどうか、これを上野整備部長さん、ちょっと教えていただきたい。

(整備部長)

今回の改正は、環境ほか、それから地域住民の意見を聞くとか、それから管理事業のあり方の改善とか、 5~6点あるわけですけれども、一番大きなのは、やはり第1条2項に、私の記憶で間違いなければ、1条2項に「環境に配慮しつつ」ということが、挿入された、と。ちょっとこのへんは、管理課長がおりますので、詳しくは。

(土地改良管理課長)

今手元に資料がないので、はっきりとはわかりませんけれども、第1条に「環境に配慮し」というのが入ります。これについては、6月6日が参議院、22日でしたか衆議院を通過いたしまして、来年4月1日から施行されるということになります。

ですから、今お持ちの土地改良法は、その「環境に配慮し」というのが入っていないと思いますので、今回の改正で入ったということをご理解いただきたいというふうに思います。

(整備部長)

言葉が、私のイメージでは「環境との調和に配慮する」という言葉だったように覚えておりますけれど も。

(山内委員)

それで、この第1条第2項が、これまで重要な解釈をめぐって論点になったということが、あったんで しょうか。

(整備部長)

私の記憶では、その目的そのものが、今まで法改正の対象になったことはないと思います。今まで法改正があったのは85条とか、事業実施の仕方とか、そういうところが主なものでありまして、そういう目的とか、そういうところで変わったのは、今までなかったかな、と。

(土地改良管理課長)

確か、私がちょっと記憶に間違っているかもしれませんが、確か38年か9年ですか、に改正されたということです。それ以後は、目的は改正されていないんです。それで、今回ということです。目的が変わりますと、法律の中身が変わりますので、今のところ変わってないということです。

今回の環境の問題は、今回の農業基本法の改正に伴ってという部分も、一部あるということで、土地改良法の中にも「環境に配慮しつつ」というのを入れたんだということでございます。以上です。

(山内委員)

そうしますと、従来の条文であります「国土資源の総合的な開発及び保全」ということとはまた別に、 環境ということを敢えてそこに、そういう文言が入ったということですね。

(土地改良管理課長)

そうですね。今回の改正で入ったということでございます。

(山内委員)

はい、どうもありがとうございました。どうも時間を取らせて、済みません。

(黒田委員長)

貴重なご意見、ありがとうございました。他に、ございませんでしょうか。 それでは、本日の議題は終了いたしまして、あと事務局のほうにお返しいたします。

(2) その他

[次回(第5回)の日程について調整し、24日に決定]

4 閉 会

事務局

本日は、長時間いろんな意見を賜りまして、大変ありがとうございました。これをもちまして、第4回 の第三者委員会を終わらせていただきます。

どうも大変長いこと、ありがとうございました。

(別紙)

平成13年度九州農政局国営事業 再評価第三者委員会(第4回) 出席者名簿

氏 名	役 職	備考
(第三者委員会)		
黒田 正治	九州共立大学工学部教授	委員長
横川 洋	九州大学大学院農学研究院教授	委員長代理
有馬 進	佐賀大学農学部助教授	
星子 邦子	生活評論及び消費生活コンサルタント	
山内 良一	熊本学園大学経済学部教授	
(事業管理委員会)		
上野 敏光	整備部長	委員長
堀井 潔	農村計画部長	副委員長
服部 龍一	整備部次長	副委員長
宇都宮 信也	農村計画部農村振興課長	
新屋 早夫	" 土地改良管理課長	
高橋 正男	" 資源課長	
菊池 由則	" 事業計画課長	
矢野 均	整備部設計課長	
櫻井 正	〃 用地課長	
森山 信弘	" 水利整備課長	
鈴村 和也	〃 農地整備課長	
徳田 優三	" 防災課長	
(事務(業)所)		
吉野 学	諫早湾干拓事務所長	
山崎 隆信	宮崎農業水利事務所長	
藤本 修	曽於北部農業水利事業建設所長	
溝下 康之	西諸農業水利事業建設所長	
神田 隆義	北松農地整備事業所長	
中野 實	肝属土地改良建設事業所長	